ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3)～(6)　［略］

(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、

ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モーリタニア、メキシコ、モロッコ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナマ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、サンピエール島・ミクロン島、セントビンセント、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリナム、スウェーデン、シリア、台湾、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ

(3)～(6)　［略］

(7)　二の表の第2の水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、ジブチ、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

備考　表中の「　」の記載は注記である。	モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、三の9の(7)の改正規定は、平成三十年一月十一日から施行する。

○経済産業省告示第二百九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十九年経済産業省告示第二百二十五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

災害名	地域	指定の期間
平成二十九年台風第十八号による災害	大分県	平成二十九年九月十七日から平成三十年三月二十五日まで
	佐伯市	
	津久見市	

○国土交通省告示第千百九十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健

工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	平成29年12月26日
登録認証機関の名称及び所在地	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号
認証を行う事務所の名称及び所在地	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町3番32号
登録の区分	F（船舶）
認証を行う区域	日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国